

会津若松市地域生活支援拠点等 拠点機能と登録手続きフロー

1、拠点の機能について

相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談支援を行う機能
緊急時の受入・対応	短期入所を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立のために、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2、登録手続きフロー

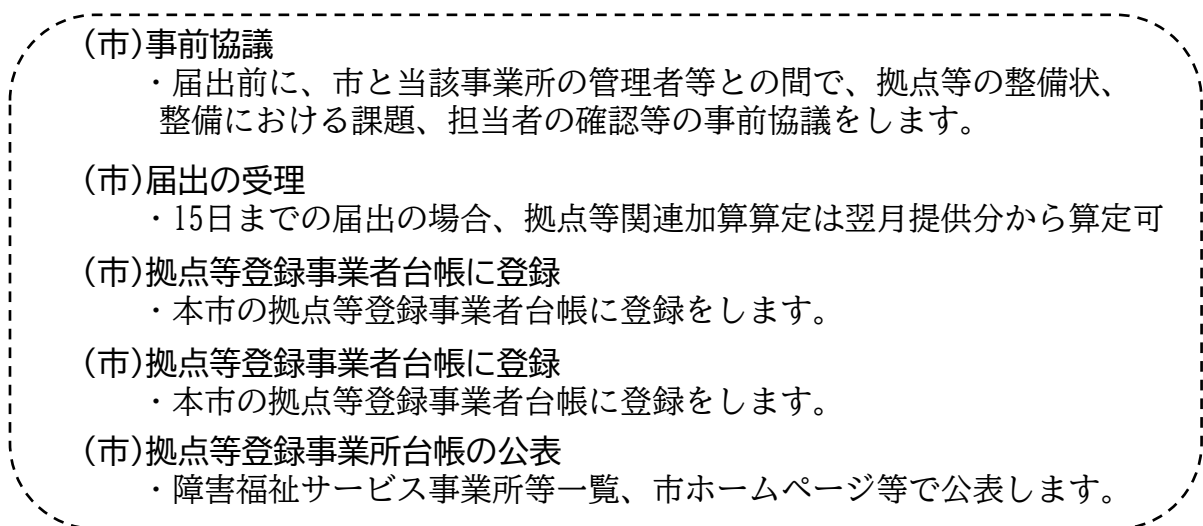
① 運営規程の変更

- ・届出先：県（会津保健福祉事務所）
市（障がい者支援課）※計画相談支援及び障害児相談支援の場合



② 拠点等届出

- ・届出先：市（障がい者支援課）



③ 事業開始